

社団法人日本アイソトープ協会

環 境 整 備 部

〒113-8941 東京都文京区本駒込2-28-45
TEL 03-5395-8030 FAX 03-5395-8630
<http://www.jrias.or.jp>



07. 4環-5000

RI廃棄物の集荷について

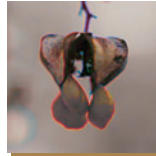
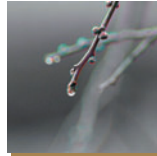
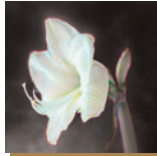
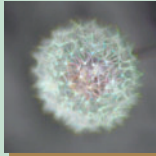
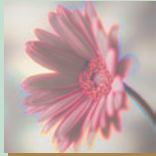
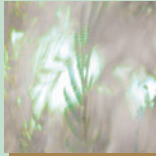
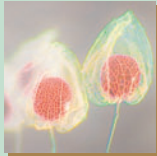
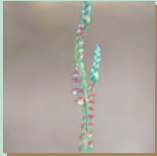
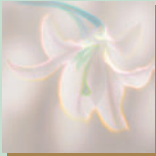


JAPAN RADIOISOTOPE
2-28-45 honkomagome bunkyo-ku tokyo 113-8941
ASSOCIATION
tel 03-5395-8030 fax 03-5395-8630

この冊子は RI 廃棄物を円滑かつ安全に集荷、処理するために、集荷の手続き、RI 廃棄物の分類、収納基準等を説明したものです。RI 廃棄物の廃棄の手引きとしてご利用ください。

RI 廃棄物の分類、収納の際には、巻末に記載しております「RI 廃棄物の廃棄委託規約」を遵守くださるようお願い申し上げます。

P ₂	手続きの流れ
P ₃	事業所の登録
P ₄	容器の借用
P ₆	RI 廃棄物の集荷
P ₈	申込用紙記入例
P ₉	RI 廃棄物の分類
P ₁₀	RI 廃棄物の収納基準等
P ₁₂	RI 廃棄物の収納方法
P ₂₁	RI 廃棄物の廃棄委託規約について





1 事業所の登録

(3ページ参照)



お申込みの前に
協会への登録が
必要ですが、
お済みでしょうか？

未登録

協会へのお問合せ

事業所の登録

各お申込

2 容器の借用

(4、5ページ参照)

約1ヶ月前

容器借用のお申込み

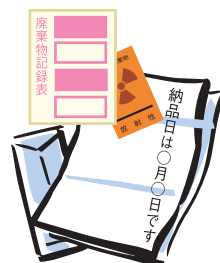
容器配送のご案内

容器のお届け

配送



借用申込書
をポストへ



3 RI廃棄物の集荷

(6、7ページ参照)

約2ヶ月前

集荷のお申込み

約2週間前

集荷日時のご連絡

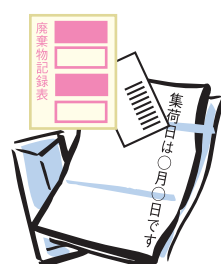
集荷までのご準備

集荷の当日

集荷

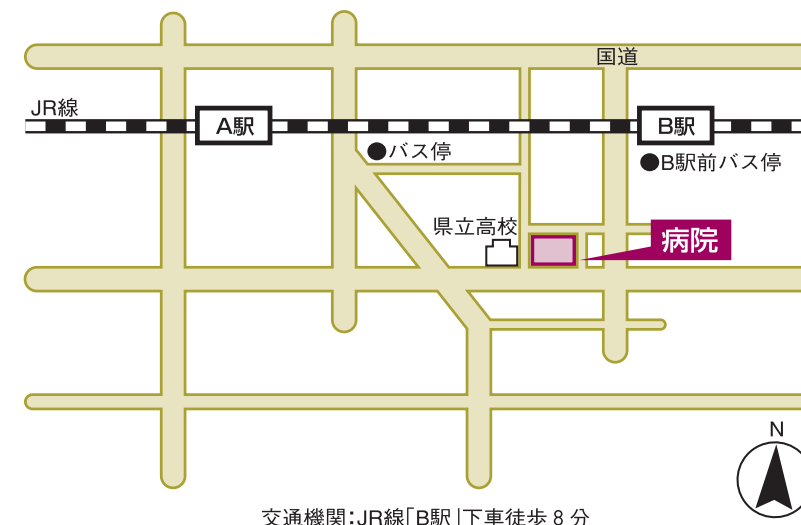


廃棄依頼書
をポストへ



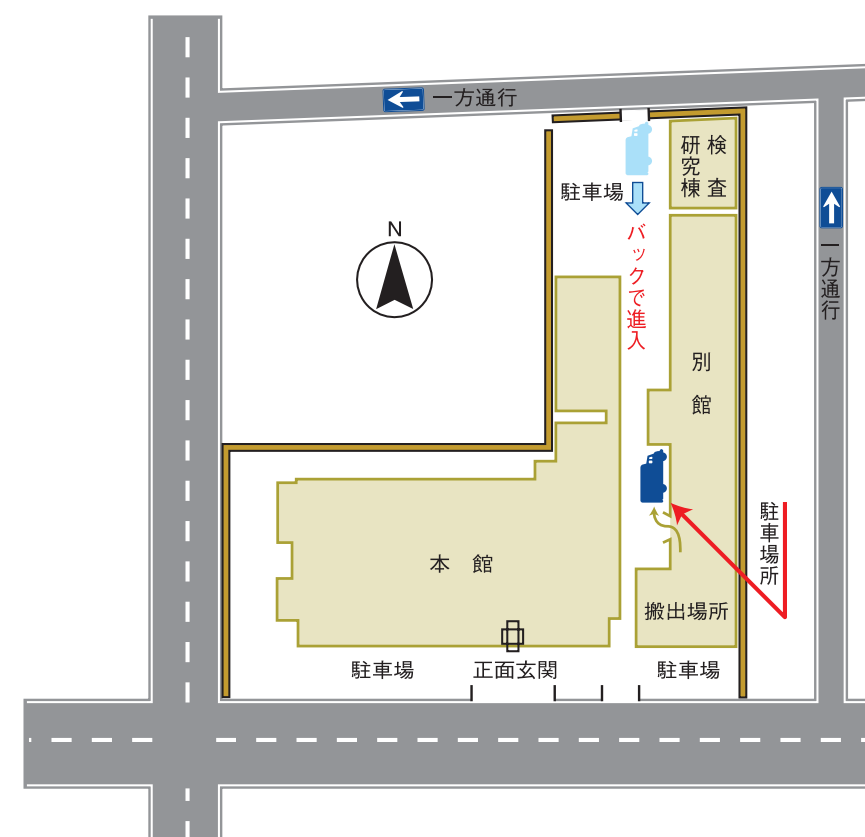
詳細については、次ページ以降の説明をご覧ください。

(例) 所在地



交通機関：JR線「B駅」下車徒歩8分

(例) 構内図





RI廃棄物（フィルタは除く）は、専用の容器にて集荷されます。

1 容器借用のお申込み

集荷予定時期の約2ヶ月前、登録されている事業所の方に「RI廃棄物容器借用申込書」を同封した「RI廃棄物集荷のご案内」が送付されます。

容器を借用される場合は、「RI廃棄物容器借用申込書」に本数等の必要事項を記入し、署名・捺印のうえ、ご返送ください。

なお、容器の借用は年間を通じ随時受付けておりますので、ご希望の際はお問合せください。

(例) RI廃棄物容器借用申込書(研究RI)
(記入例については8ページ参照)

- ※ お申込みいただいてからお届けまで、1ヶ月程度かかる場合があります。
- ※ 容器の配送は、到着時間の指定はできませんので、ご了承ください。

2 容器配送のご案内

容器借用を申込まれた事業所の方には、配送日等が記載された「RI廃棄物容器配送案内書」とともに、容器の本数分の「アイソトープ廃棄物記録票」と「放射性廃棄物シール」が送付されます。



アイソトープ廃棄物記録票 放射性廃棄物シール

- ※ 「アイソトープ廃棄物記録票」は、協会へ引渡すRI廃棄物の内容を記入する書類ですので、紛失等にご注意ください。
- ※ 放射性廃棄物シールは借用した容器の側面に1枚貼付してください。

3 容器のお届け

配送された容器の種類と本数が、お申込みの内容と相違ないか確認してください。容器の種類は、容器の蓋と側面に貼付されたバーコードラベルに記載されています。

※ 容器は軒先渡しとさせていただきます。



(例) バーコードラベル

4 容器のご使用

借用した容器の取扱いに関し、以下のことを必ずお守りください。

(「RI廃棄物の廃棄委託規約」から抜粋)

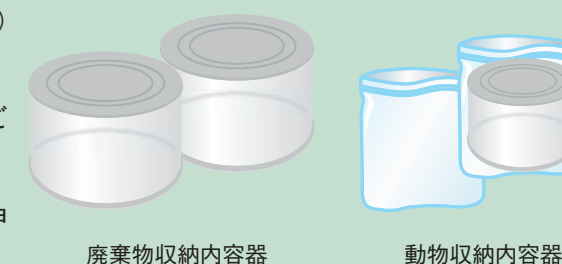
- ① 容器に腐食、破損、表面汚染を生じさせないこと。
- ② 容器は協会に引渡すRI廃棄物の保管のために使用し、他の目的に使用しないこと。
- ③ 委託者間での容器の貸し借りをしないこと。



容器について ご注意とお願い

- ☐ 容器を取扱う際は、手を傷つけないように保護手袋を使用してください。
- ☐ 屋内に保管してください。
- ☐ 高温多湿な場所や薬品倉庫等に保管しないでください。
- ☐ RI廃棄物の収納の際以外は、蓋を閉めておいてください。

- RI廃棄物を収納する際には、梱包材の破損防止や収納作業等の安全性のため「廃棄物収納内容器」(内容器)をご利用ください。
 - 動物を収納する際には、専用の「動物収納内容器」をご使用ください。
- どちらの内容器も「RI廃棄物容器借用申込書」にてお申込みください。





集荷の年間スケジュール

RI 廃棄物の定期集荷は、年間スケジュールをもとに、原則として1年に1回、全国を地域別に巡回して行われています。年間スケジュールは、協会のホームページ等でご覧いただけます。

- ◎ ホームページ <http://www.jrias.or.jp>
- ◎ 会報 Isotope News (月刊)
- ◎ 広報誌 医療RI通信 (年4回)

※年間スケジュールは、年度によって若干日程が変わることがありますので、ご注意ください。

1 集荷のお申込み

集荷予定時期の約2ヶ月前、登録されている事業所の方に「RI 廃棄物廃棄依頼書」を同封した「RI 廃棄物集荷のご案内」が送付されます。

集荷を希望される場合は、「RI 廃棄物廃棄依頼書」に集荷本数等の必要事項を記入し、署名・捺印のうえ、必ず「RI 廃棄物集荷のご案内」に明記されている締切日までにご返送ください。

また、希望されない場合でも、「RI 廃棄物廃棄依頼書」の通信欄に『希望なし』と記入し、ご返送ください。

(例) RI 廃棄物廃棄依頼書(研究 RI)
(記入例については 8 ページ参照)

※締切日までに集荷の依頼書をご返送いただけない場合は、その年度の集荷ができなくなります。

※施設の廃止等で定期集荷以外の集荷をご希望される場合は、別途お問い合わせください。

2 集荷日時のご連絡

集荷を申込まれた事業所の方には、集荷予定時期の約2週間前に集荷日時が記載された「RI 廃棄物集荷日時のご連絡」が送付されます。

また、フィルタの集荷を申込まれた場合には、フィルタの「バーコードラベル」と「アイソトープ廃棄物記録票」が送付されます。



(例) バーコードラベル

※「RI 廃棄物集荷日時のご連絡」に記載されている集荷時間は、協会の集荷担当者が到着する予定時間です。

※「RI 廃棄物集荷日時のご連絡」には、集荷依頼本数が記載されています。集荷の本数に変更が生じた場合は、早めにご連絡ください。

アイソトープ廃棄物記録票

3 集荷までのご準備

集荷日までに、以下のことをご準備ください。

- ◎ RI 廃棄物を容器に収納(9～20 ページ参照)
- ◎ 「アイソトープ廃棄物記録票」には、容器、梱包ごとに必要事項を記入
- ◎ ドラム缶の側面に「放射性廃棄物シール」を1枚貼付
- ◎ フィルタ梱包表面の2面に「バーコードラベル」を1枚ずつ貼付
- ◎ RI 廃棄物を収納した容器及び梱包したフィルタの表面に汚染が無いことを確認

※「アイソトープ廃棄物記録票」の記入やRI 廃棄物の収納状態などに問題がある場合には、RI 廃棄物が集荷されなくなります。不明な点がございましたら、お問合せください。

※RI 廃棄物の収納方法などについては、あらかじめご確認ください。

4 集荷の当日

協会の集荷担当者が到着しましたら、その旨の連絡があります。集荷に際しては、以下のことが行われますので、RI 廃棄物を管理する責任者の方がお立会ください。

- ◎ 容器番号(バーコード)の読取り
- ◎ RI 廃棄物の確認(外観の目視確認、1cm 線量当量率の測定、重量の確認など)
- ◎ RI 廃棄物の輸送車両への積み込み
- ◎ 「アイソトープ廃棄物記録票」の記載内容の確認
- ◎ 「RI 廃棄物引渡書」の受取り
- ◎ 「RI 廃棄物受取書」の発行

RI 廃棄物引渡書

RI 廃棄物受取書



集荷作業について ご注意とお願い

- 集荷には、専用の輸送車両で伺いますので、車両の進入経路及び駐車場の確保にご協力ください。
- 交通事情などの影響により、あらかじめお知らせしている時間に変更になることがありますので、ご了承ください。
- RI 廃棄物の引渡しは、原則として輸送車両の車上です。ご協力ください。
- 「RI 廃棄物受取書」の発行には、管理責任者の方にお立会いのうえ、署名・捺印いただきます。あらかじめ印鑑をご用意ください。



「RI 廃棄物容器借用申込書（医療RI）」記入例

RI 廃棄物容器借用申込書(医療RI) (控)

000-0000 (施設コード: 000000)
〇〇県〇〇市1-2-3
〇〇大学医学部付属病院

放射線科
協会 太郎 様
TEL:00-0000-0000 FAX:99-9999-9999

（社）日本アイソトープ協会 御中
「RI 廃棄物の廃棄委託契約」（裏面記載）を遵守の上、RI 廃棄物容器の借用を貴協会へ申し込みます。

管理責任者ご所属ご氏名
放射線科 東京花子

容器の利用について
1. 容器は集荷でご利用いただけます。
2. 中は廃止容積満時の1ヶ月前までにご返付ください。
RI 廃棄物の廃棄の準備について
1. 廃棄を依頼される場合は下の指定の廃棄依頼書をご送付ください。（放射線障害防止法に基づく使用で発生した医療RI廃棄物は「RI 廃棄物廃棄依頼書（研究RI）」正しくお申し込みください。）
2. 集荷に付随するスクリーンにより遮蔽することになっています。廃棄の約2ヶ月前に当該地区の事業所へ（廃棄依頼書等）お送りいたします。

連絡先 〒113-8541 東京都文京区本郷2-28-45 (社)日本アイソトープ協会 環境整備部 環境整備一課 TEL: 03-5385-8030 FAX: 03-5385-8600

容器の種類	規格	本数
41 可燃物容器(緑色)	50ℓドラム缶	2本
42 難燃物容器(緑色)	50ℓドラム缶	10本
43 不燃物容器(緑色)	50ℓドラム缶	5本
44 非圧縮性不燃物容器(緑色)	50ℓドラム缶	本

※放射線法、放射線法に基づき事業所で、医療用19核種（³²P, ⁵¹Cr, ⁵⁷Co, ⁵⁸Co, ⁵⁹Fe, ⁶⁷Ga, ⁷⁵Se, ⁸¹Rb, ^{81m}Kr, ⁸⁵Sr, ⁹⁰Sr, ⁹⁹Mo, ^{99m}Tc, ¹¹¹In, ¹²³I, ¹²⁵I, ¹³¹I, ¹³³Xe, ¹⁹⁷Hg, ¹⁹⁸Au, ²⁰¹Tl, ²⁰³Hg）以外の核種（¹⁴C等）を含むRI 廃棄物は専用容器（黄色）をご利用ください。

容器の種類	規格	本数
31 可燃物容器(黄色)	50ℓドラム缶	本
32 難燃物容器(黄色)	50ℓドラム缶	本
33 不燃物容器(黄色)	50ℓドラム缶	本

※放射線法、放射線法に基づき事業所で、医療用19核種（³²P, ⁵¹Cr, ⁵⁷Co, ⁵⁸Co, ⁵⁹Fe, ⁶⁷Ga, ⁷⁵Se, ⁸¹Rb, ^{81m}Kr, ⁸⁵Sr, ⁹⁰Sr, ⁹⁹Mo, ^{99m}Tc, ¹¹¹In, ¹²³I, ¹²⁵I, ¹³¹I, ¹³³Xe, ¹⁹⁷Hg, ¹⁹⁸Au, ²⁰¹Tl, ²⁰³Hg）以外の核種（¹⁴C等）を含むRI 廃棄物は専用容器（黄色）をご利用ください。

廃棄物収納内容物を無償提供しています。
ご希望の場合は、下欄にご記入ください。なお、内容物は50ℓドラム缶1本に2個入ります。

廃棄物収納容器(10個/箱) (30ℓポリプロピレン製) 10個入/ 1箱

【借用希望時期】 集荷に同梱する場合ご記入ください。
H19 年 4 月 上旬 中旬 下旬 前 日 後 日 希望

〇貴協会の廃止料で都合の悪い日がございましたら「通付書」にご記入ください。

【通付書】

連絡先 〒113-8541 東京都文京区本郷2-28-45 (社)日本アイソトープ協会 環境整備部 環境整備一課 TEL: 03-5385-8030 FAX: 03-5385-8600

「RI 廃棄物廃棄依頼書（医療RI）」記入例

RI 廃棄物廃棄依頼書(医療RI) (控)

000-0000 (施設コード: 000000)
〇〇県〇〇市1-2-3
〇〇大学医学部付属病院

放射線科
協会 太郎 様
TEL:00-0000-0000(内線: 000) FAX:99-9999-9999

（社）日本アイソトープ協会 御中
「RI 廃棄物の廃棄委託契約」（裏面記載）を遵守の上、RI 廃棄物の廃棄を貴協会へ依頼します。

管理責任者ご所属ご氏名
放射線科 東京花子

管理責任者ご所属ご氏名
総務課 埼玉太郎

請求書ご住所
〒00-0000-0001 (内線: 001)
〒00-0000-0002 (内線: 002)

連絡先 〒113-8541 東京都文京区本郷2-28-45 (社)日本アイソトープ協会 環境整備部 環境整備一課 TEL: 03-5385-8030 FAX: 03-5385-8600

核種: ³²P, ⁵¹Cr, ⁵⁷Co, ⁵⁸Co, ⁵⁹Fe, ⁶⁷Ga, ⁷⁵Se, ⁸¹Rb, ^{81m}Kr, ⁸⁵Sr, ⁹⁰Sr, ⁹⁹Mo, ^{99m}Tc, ¹¹¹In, ¹²³I, ¹²⁵I, ¹³¹I, ¹³³Xe, ¹⁹⁷Hg, ¹⁹⁸Au, ²⁰¹Tl, ²⁰³Hg, その他 ()

放射線: 最も高い放射線量についてご記入ください。 1 Bq/本

表面1cm線量率: 最も高い線量率についてご記入ください。 1 μSv/h

※医療用19核種（³²P, ⁵¹Cr, ⁵⁷Co, ⁵⁸Co, ⁵⁹Fe, ⁶⁷Ga, ⁷⁵Se, ⁸¹Rb, ^{81m}Kr, ⁸⁵Sr, ⁹⁰Sr, ⁹⁹Mo, ^{99m}Tc, ¹¹¹In, ¹²³I, ¹²⁵I, ¹³¹I, ¹³³Xe, ¹⁹⁷Hg, ¹⁹⁸Au, ²⁰¹Tl, ²⁰³Hg）以外の核種（¹⁴C等）を含むRI 廃棄物は専用容器（黄色）をご利用ください。

廃棄物の種類	規格	数量	廃棄物の種類	規格	数量
41 可燃物	50ℓドラム缶	2本	※ (³ H, ¹⁴ C 等)	50ℓドラム缶	本
42 難燃物	50ℓドラム缶	10本			本
43 不燃物	50ℓドラム缶	5本			本
44 非圧縮性不燃物	50ℓドラム缶	本			本

フィルタ フィルタのメッシュは400mm以下をお願いします。

廃棄物の種類	規格	数量	フィルタ枚数	枚数
54 焼却型ヘパフィルタ	610 () × () × () (枚入)	2 箱	292	1 枚入
55 焼却型プレフィルタ	610 () × () × () (枚入)	1 箱	50	2 枚入
56 焼却型チャコールフィルタ	() × () × () (枚入)	箱		
57 通常型ヘパフィルタ	() × () × () (枚入)	箱		
58 通常型プレフィルタ	() × () × () (枚入)	箱		
59 通常型チャコールフィルタ	() × () × () (枚入)	箱		

注: 放射線障害防止法に基づく発生した医療RI廃棄物は、「RI 廃棄物廃棄依頼書（研究RI）」正しくお申し込みください。

連絡先 〒113-8541 東京都文京区本郷2-28-45 (社)日本アイソトープ協会 環境整備部 環境整備一課 TEL: 03-5385-8030 FAX: 03-5385-8600

◆RI廃棄物は以下の表に従って分類し、それぞれに応じた容器への収納又は梱包を行ってください。
◆³⁶Cl, ⁹⁰Sr, ⁹⁹Tc, ¹²⁹Iのいずれかの核種によって汚染されたRI廃棄物につきましては、分類の方法が異なりますので、お問合せください。

分類	外装	容量 (ℓ)	主な物品名	収納要領
固体廃棄物	ドラム缶	50	可燃物	●十分に乾燥する ●破碎、圧縮、焼却、乾溜、溶融等の減容処理等はない
		50	可燃物*	
		50	難燃物	●十分に乾燥する ●シリコン・テフロン、塩化ビニル製品、アルミ箔等を除く ●ポリバイアル等の中のを残液を抜く ●破碎、圧縮、焼却、乾溜、溶融等の減容処理等はない
		50	難燃物*	
		50	不燃物	●十分に乾燥する ●注射針等感染のおそれのあるものは滅菌する ●ガラスバイアル等の中のを残液を抜く ●破碎、圧縮、焼却、乾溜、溶融等の減容処理等はない
		50	不燃物*	
	段ボール箱	50	非圧縮性不燃物	●十分に乾燥する ●ビニールシート等が破れないように梱包する ●時計部品は金属製パール缶(中子)に封入する ●50kg超の場合、ドラム缶込みの重量をドラム缶の蓋に記載する
		50	非圧縮性不燃物*	
		50	動物	●十分に乾燥する ●チャック付ポリ袋とポリエチレン製動物収納内容容器にて封入する ●破碎、圧縮、焼却、乾溜、溶融等の減容処理等はない
	木箱	...	焼却型フィルタ	●ポリシートと段ボール箱で梱包する ●ヘパフィルタとプレフィルタは別梱包にする
		...	焼却型フィルタ*	●厚みが薄いプレフィルタは5～6枚にまとめて梱包する(400mm以下まで)
液体廃棄物	ドラム缶	...	通常型フィルタ	●ヘパフィルタ、プレフィルタ
		...	通常型フィルタ*	
	ドラム缶	25	通常型チャコールフィルタ	●ポリシート、段ボール箱及び木箱で梱包する ●50kg超の場合、梱包表面に重量を記載する
		25	通常型チャコールフィルタ*	
液体廃棄物	ドラム缶	25	無機液体	●指定のポリびんを使用する ●高粘度の液体、可燃性液体を入れない ●pH値は2～12とする ●塩素を含む試薬でのpH調整は行わない ●pH調整により、塩濃度を高くしない ●液量はポリびんの肩口までとする
		25	有機液体	●指定のステンレス容器を使用する ●粘度はエンジンオイル程度を上限とする ●pH値は4～10とする ●塩素を含む試薬でのpH調整は行わない ●ステンレス容器内でpH調整は行わない ●液量はステンレス容器の肩口までとする

※「RI 廃棄物容器借用申込書」には、(研究RI)、(医療RI) の2種類があります。

※「RI 廃棄物廃棄依頼書」には、(研究RI)、(医療RI)、(有機液体廃棄物) の3種類があります。

※見本のため赤字で記入していますが、実際には黒のボールペンでしっかりと記入してください。

※分類欄の色は、容器（ドラム缶）の色を表します。

※*の付いたRI廃棄物は、医療用19核種（³²P, ⁵¹Cr, ⁵⁷Co, ⁵⁸Co, ⁵⁹Fe, ⁶⁷Ga, ⁷⁵Se, ⁸¹Rb, ^{81m}Kr, ⁸⁵Sr, ⁹⁹Mo, ^{99m}Tc, ¹¹¹In, ¹²³I, ¹²⁵I, ¹³¹I, ¹³³Xe, ¹⁹⁷Hg, ¹⁹⁸Au, ²⁰¹Tl, ²⁰³Hg）のみを含むものとします。



容器にRI廃棄物を収納するときは、以下のことを必ずお守りください。
なお、収納基準等により集荷対象外となるRI廃棄物も、「特殊RI廃棄物」として引渡すことができる場合がありますので、お問合せください。

○引渡せないもの（「RI廃棄物の廃棄委託規約」から抜粋）

- ①「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく使用、事業等によって発生した物
- ②揮発油、アルコール、二硫化炭素等の可燃性液体
- ③爆発物及び自然発火するおそれのある物
- ④腐敗した物及び腐敗のおそれのある物
- ⑤多量の気体を発生するおそれのある物
- ⑥³H ガス、⁸⁵Kr ガス等の気体状の放射性同位元素
- ⑦人体からの排泄物、臓器、組織等、血液、血清及び病原体の付着した物
- ⑧アルファ線を放出する放射性同位元素を含む物
- ⑨液体シンチレーター廃液以外の有機液体、機械オイル等
- ⑩劇毒物、ダイオキシン類、有害物質等
- ⑪破碎、圧縮、焼却、乾溜、溶融等の減容処理等を行った物
- ⑫十分に乾燥されていない物及び液体の残ったバイアル等
- ⑬核種、放射能が不明の物
- ⑭その他、法令により禁止されている物

○制限値

		固体廃棄物	液体廃棄物	
			無機液体	有機液体
放射能	³ H、 ¹⁴ C、 ¹²⁵ I、 ¹³¹ I	≦400 MBq	≦ 20 kBq/ml	≦ 2 kBq/ml
	その他の核種	≦ 4 GBq	≦200 kBq/ml	
1 cm線量当量率	容器表面	≦500 μSv/h	≦500 μSv/h	≦ 5 μSv/h
	フィルタ梱包表面	≦500 μSv/h	—	—
水素イオン濃度（pH）		—	2～12	4～10
重量（可燃物、難燃物、動物）		≦ 22 kg	—	—

※pH調整には、塩素を含む試薬を使用しないでください。
※破碎、圧縮、焼却、乾溜、溶融等の減容処理等を行うことを防止する措置として重量を制限しています。
※ 22kg を超過する場合、不燃物の廃棄物料金を適用いたします。

○分類及び収納要領

- ① シリコン、テフロン、塩化ビニル製品、アルミ箔は、難燃物に収納せず、不燃物に分類してください。
- ② フィルタの本体に「焼却型フィルタラベル」^(注) が貼付されているものが、焼却型フィルタです。このラベルがないものは、通常型フィルタに分類してください。
- ③ 水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、セレン及びこれらの化合物を含む廃棄物は収納しないでください。ただし、鉛及び鉛含有製品については、別途ご相談ください。
- ④ 感染のおそれのあるものは滅菌してください。
- ⑤ RI廃棄物を封入するポリ袋、ポリシートは、厚手で無色透明のものを使用し、塩化ビニル製の袋は使用しないでください。
- ⑥ RI廃棄物を収納したポリ袋は、容器に2～3個収納できる大きさとしてください。
- ⑦ RI廃棄物を収納したポリ袋は、テープ等を用いてきつく封をしてください。
- ⑧ 注射針は、金属製の缶に収納し、蓋が外れないようにガムテープ等で留めてポリ袋に入れてください。また、内容器に直接入れる場合も蓋をガムテープ等で留めてください。
- ⑨ はさみ、ガラス等の先端が鋭利なものは、内容器をご使用ください。
- ⑩ 容器に収納するRI廃棄物には遮へいをしないでください。
- ⑪ 液体廃棄物のpH調整を行う場合は、化学反応等にご注意ください。
- ⑫ 有機液体のpH調整を行う場合は、ステンレス容器内では行わないでください。
- ⑬ 無機液体をポリびんへ注入するとき、又は有機液体をステンレス缶へ注入するときは、肩口までにしてください。（肩口までで、25ℓ収納できます。）
- ⑭ 大型の機器等をポリ袋で封入できない場合、厚手のポリシートで包んでください。
- ⑮ 土壌については、土壌汚染対策法で定められている特定有害物質に該当しないことを証明してください。
- ⑯ 非圧縮性不燃物は50kg程度（容器の重量を含む）までにしてください。
- ⑰ 非圧縮性不燃物及び通常型チャコールフィルタの重量が、50kgを超える場合、容器の蓋または梱包表面にその総重量を記載してください。
- ⑱ RI廃棄物を収納したドラム缶及び梱包したフィルタの表面に汚染が無いことを確認してください。

^(注) 焼却型フィルタラベル(例)

焼却型フィルタ

このフィルタは、焼却減容処理できるフィルタです。
(社)日本アイソトープ協会との共同研究により開発されたものです。
(注) このラベルは焼却可能なフィルタであることを証明するものですので剥がさずにご使用下さい。

メーカー名

焼却型フィルタ

このフィルタは、(社)日本アイソトープ協会により焼却型フィルタとして確認されました。
注意 : このラベルは焼却型フィルタであることを証明するものですので剥がさずにご使用ください。

メーカー名

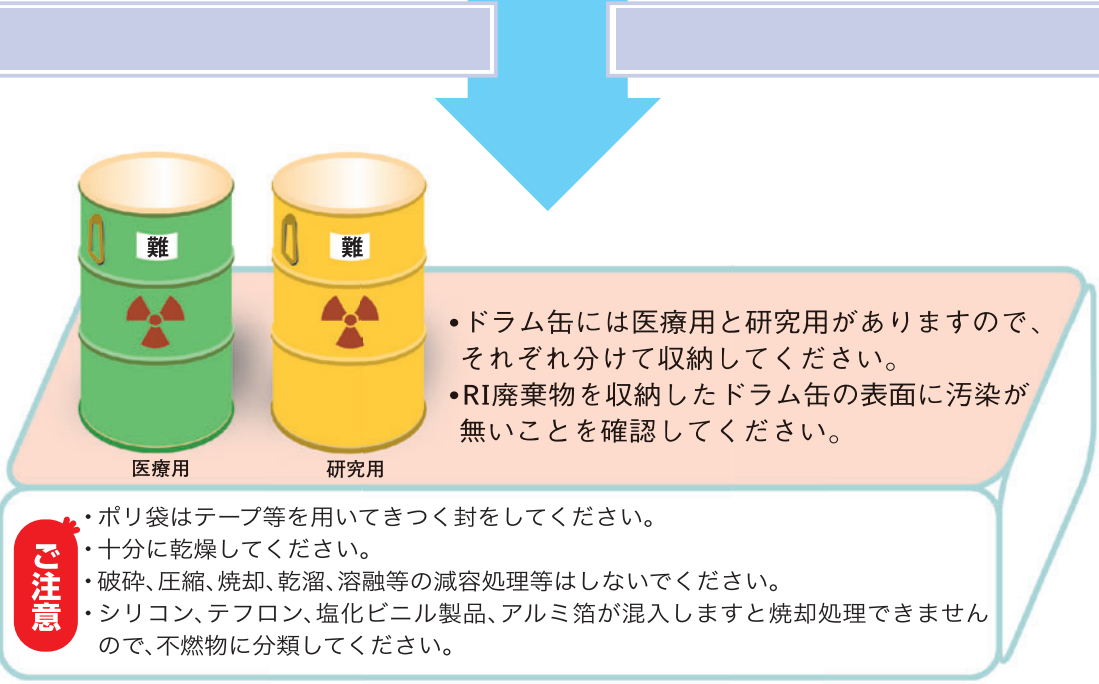
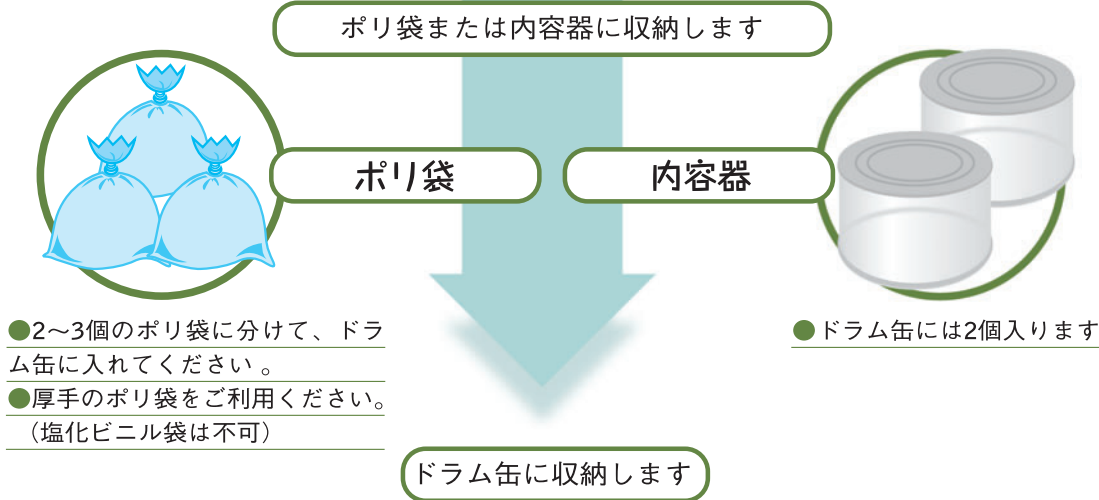
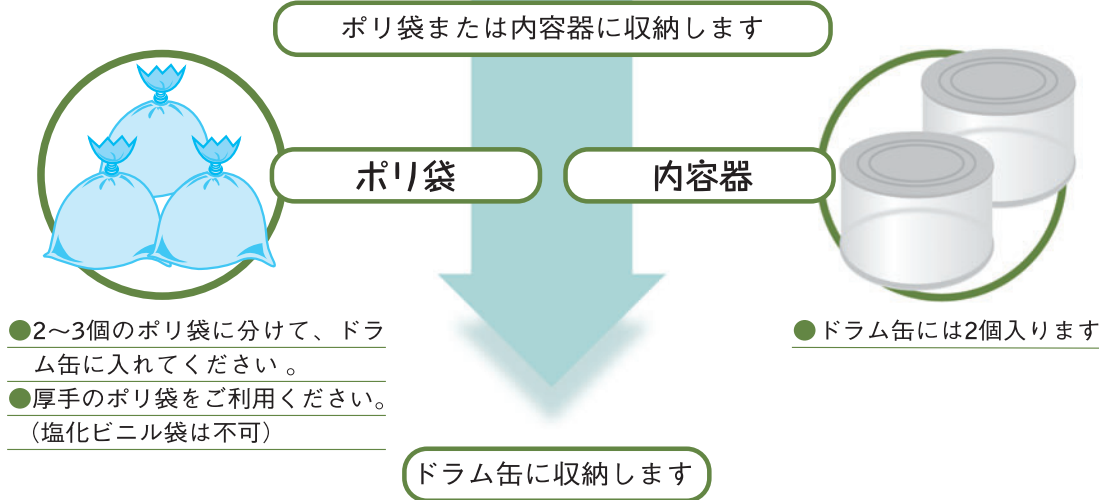
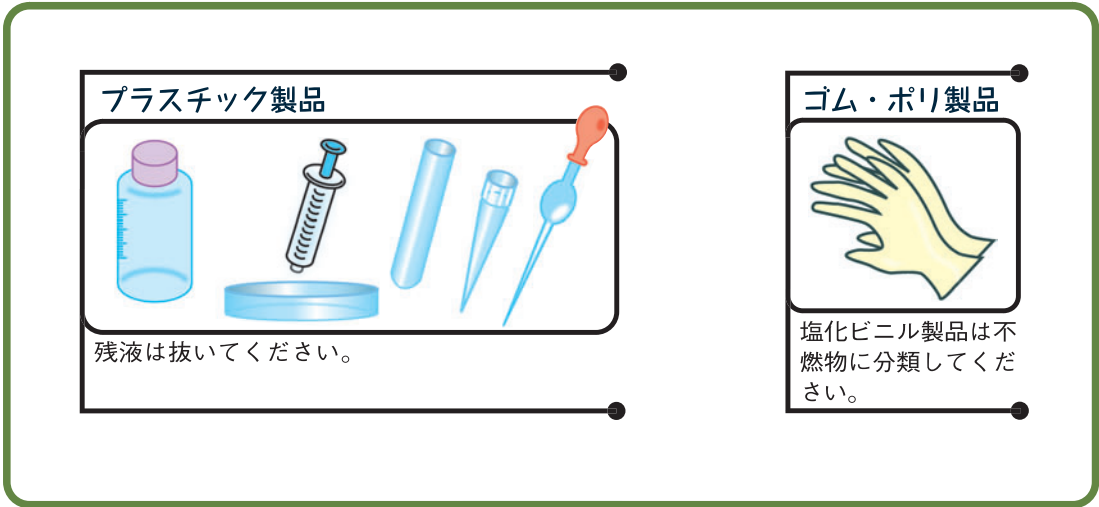
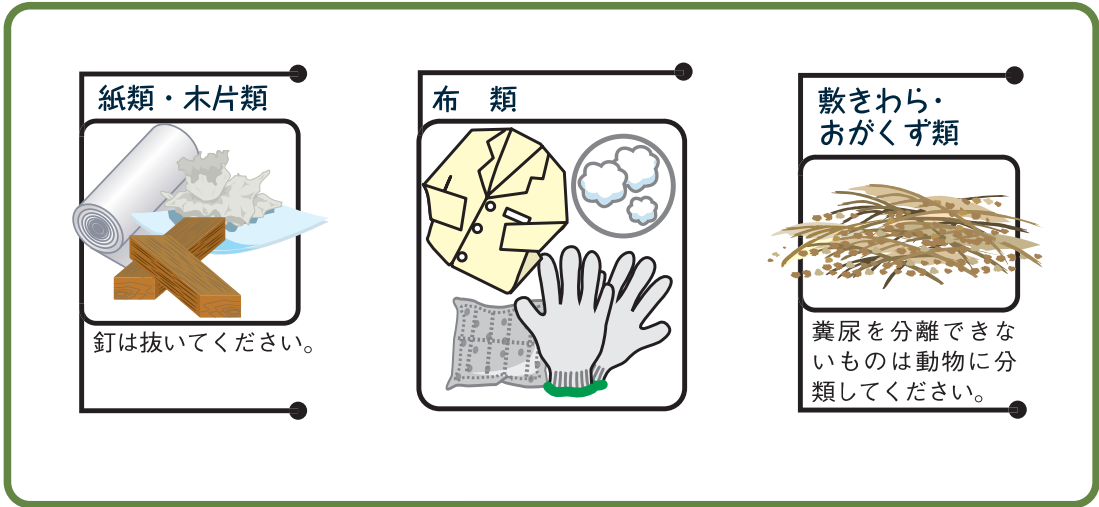
○その他

密封線源及びチェックソース等の引渡しについては、アイソトープ部業務二課にご相談ください。
(Tel : 03-5395-8031, Fax : 03-5395-8054, E-mail : gyomu2@jrias.or.jp)



可燃物

難燃物



可燃物

難燃物

不燃物

非圧縮性不燃物

動物

無機液体

有機液体

焼却型フィルタ

通常型フィルタ

可燃物

難燃物

不燃物

非圧縮性不燃物

動物

無機液体

有機液体

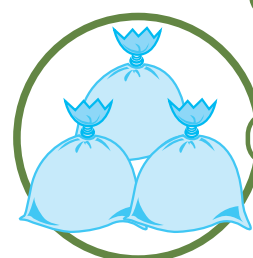
焼却型フィルタ

通常型フィルタ

不燃物



ポリ袋または内容器に収納します



ポリ袋

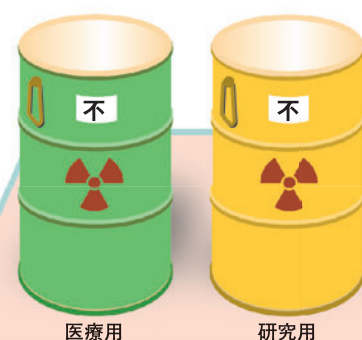
内容器



ドラム缶に収納します

- 2～3個のポリ袋に分けて、ドラム缶に入れてください。
- 厚手のポリ袋をご利用ください。（塩化ビニル袋は不可）

- ドラム缶には2個入ります。
- 針を入れたものは天蓋に「針」と明記してください。



- ドラム缶には医療用と研究用がありますので、それぞれ分けて収納してください。
- RI廃棄物を収納したドラム缶の表面に汚染が無いことを確認してください。

- 注意**
- ポリ袋はテープ等を用いてきつく封をしてください。
 - 十分に乾燥してください。
 - 破碎、圧縮、焼却、乾溜、熔融等の減容処理等はいしないでください。
 - 注射針等の感染のおそれのあるものは滅菌してください。
 - 注射針は金属製の缶に入れ、蓋が外れないようにガムテープ等で留め、ポリ袋に入れてください。また注射針を直接内容器に入れる場合も、蓋をガムテープ等で留めてください。
 - はさみ、ガラス等の先端が鋭利なものは内容器をご使用ください。

非圧縮性不燃物



ポリ袋にまとめてペール缶に収納してください

ポリ袋、金属製ペール缶

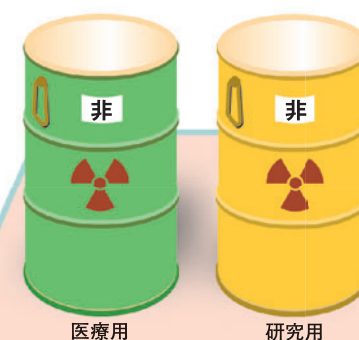
厚手のポリシート、ポリ袋で包むか、内容器に収納してください

ポリ袋、ポリシート、内容器

- ドラム缶には2個入ります。
- 厚手のポリ袋をご利用ください。（塩化ビニル袋は不可）

ドラム缶に収納します

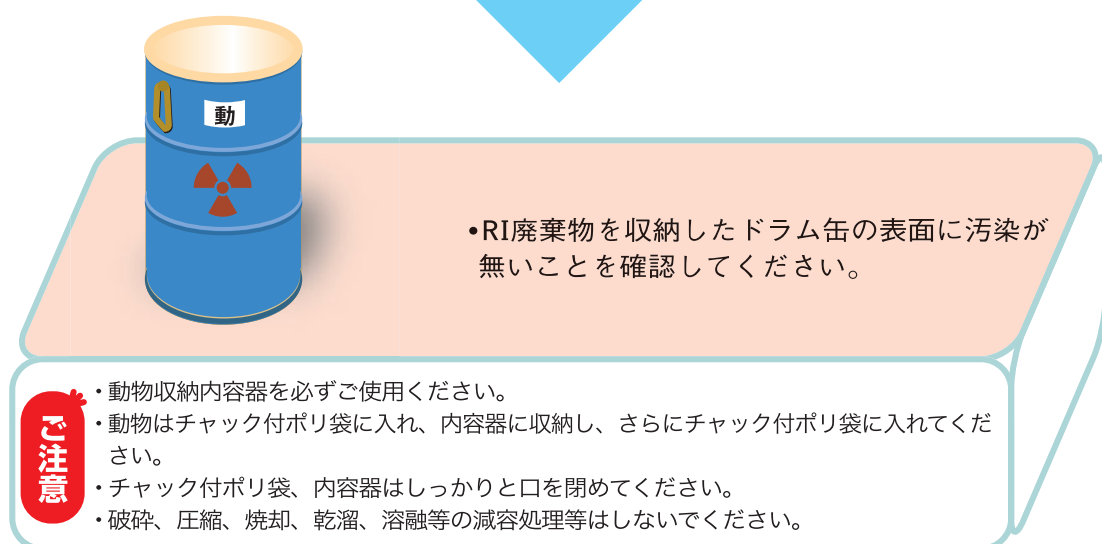
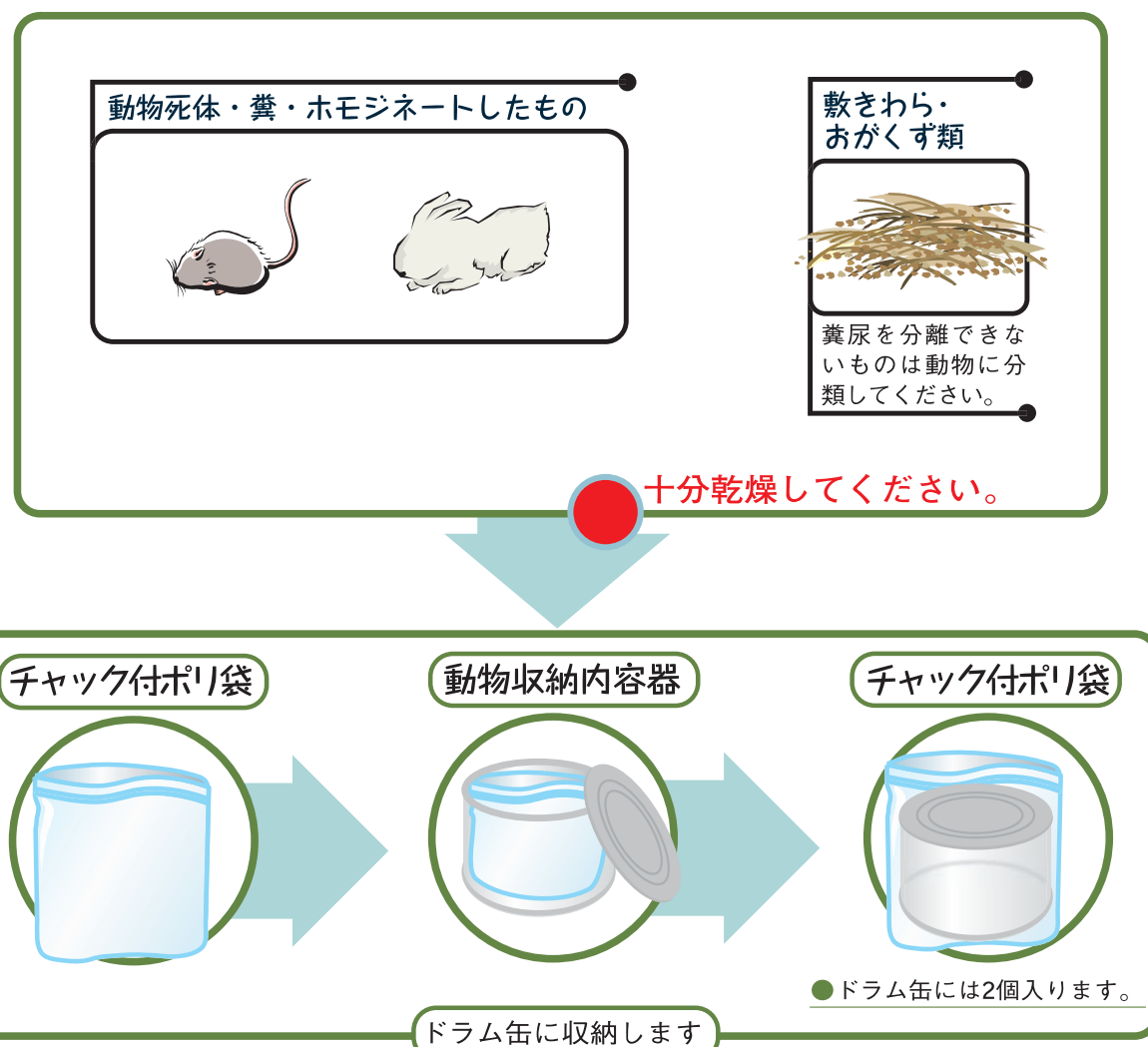
- 厚手のポリシート、ポリ袋をご利用ください。（塩化ビニルのものは不可）



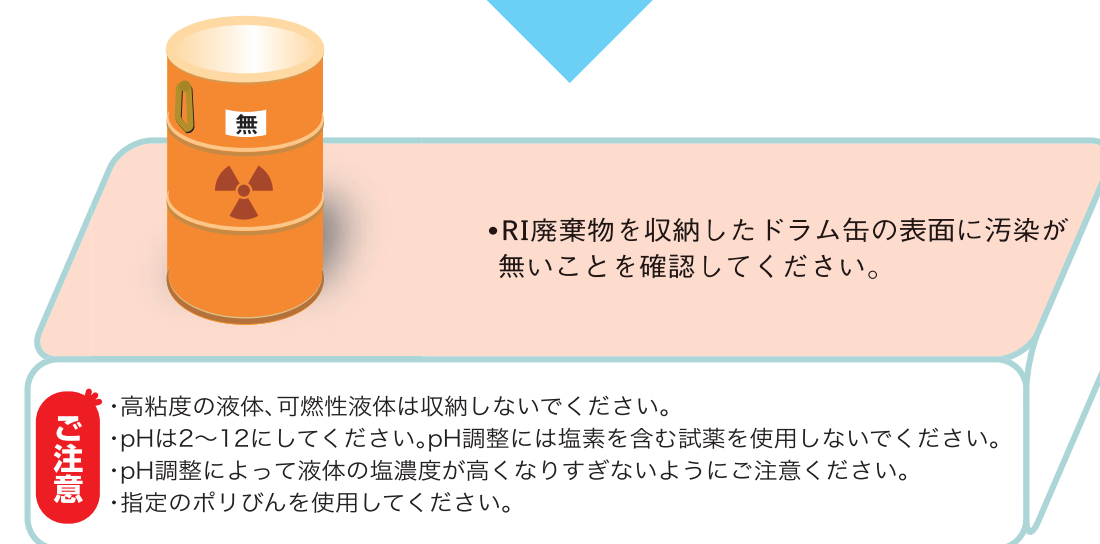
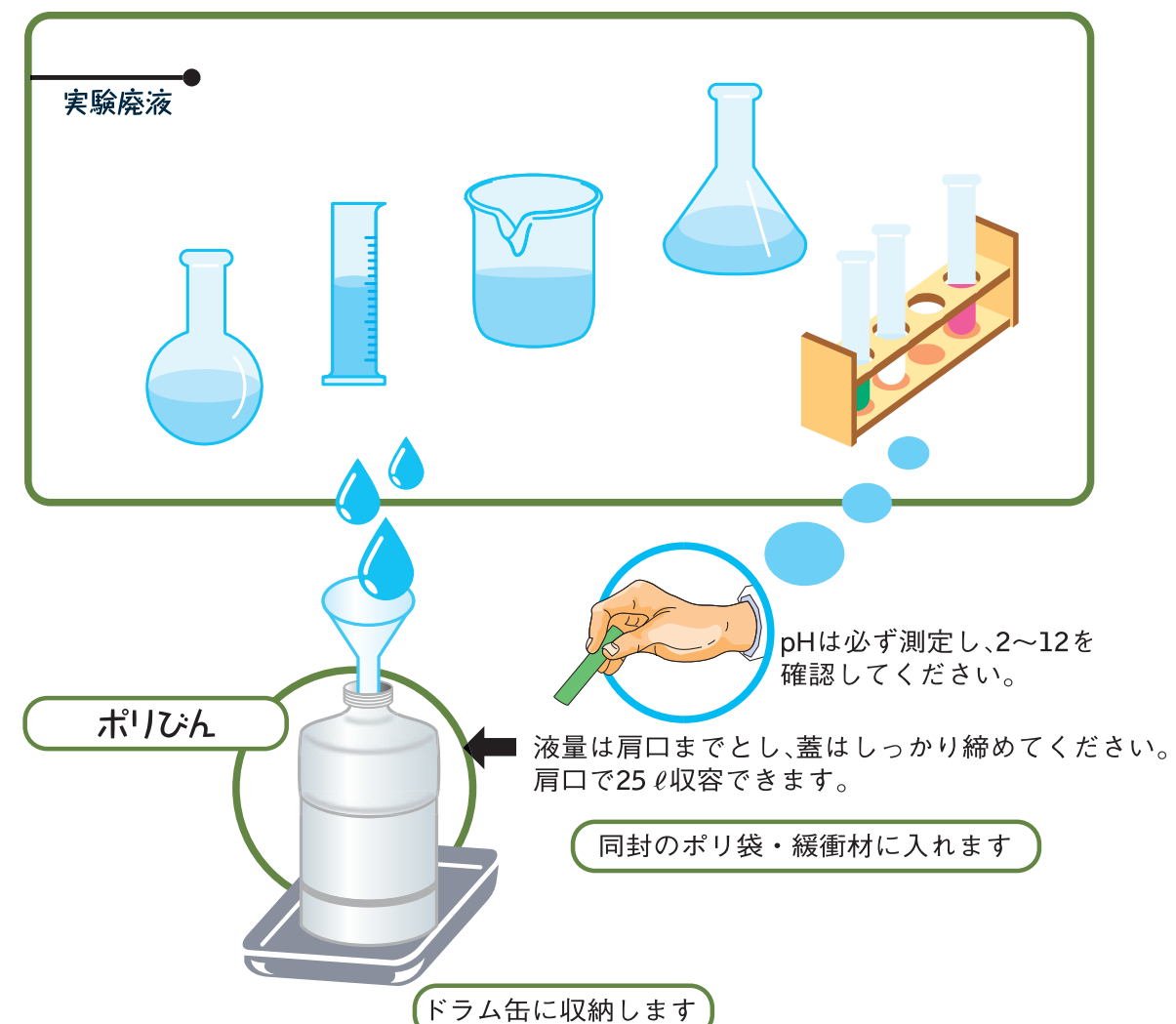
- ドラム缶には医療用と研究用がありますので、それぞれ分けて収納してください。
- RI廃棄物を収納したドラム缶の表面に汚染が無いことを確認してください。

- 注意**
- ポリ袋はテープ等を用いてきつく封をしてください。
 - 十分に乾燥してください。
 - 容器込みの重量は50kg程度にしてください。50kgを超える場合、ドラム缶の蓋にその総重量を記載してください。
 - 金属製のペール缶は有償です。ご希望の際はお問合せください。

動物

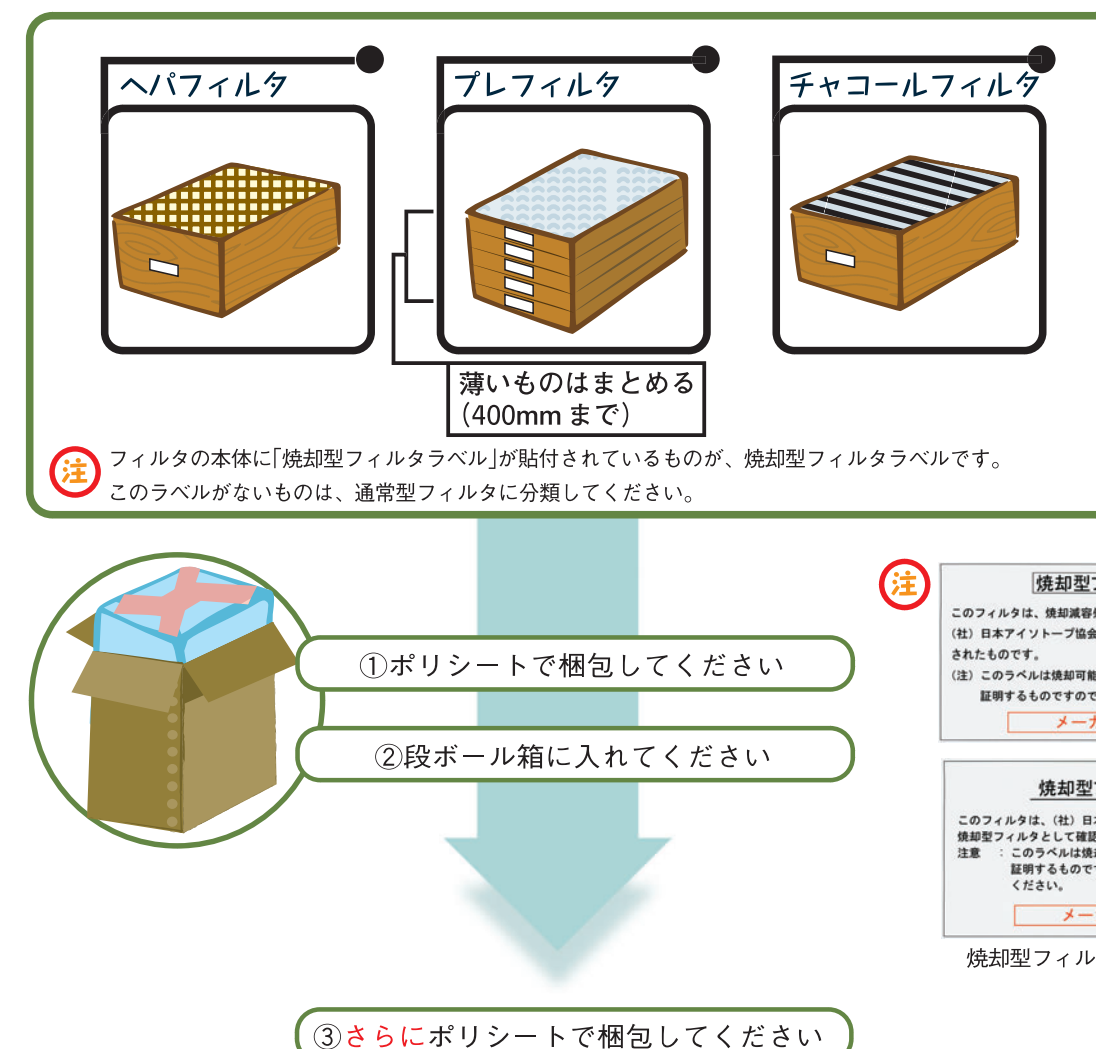
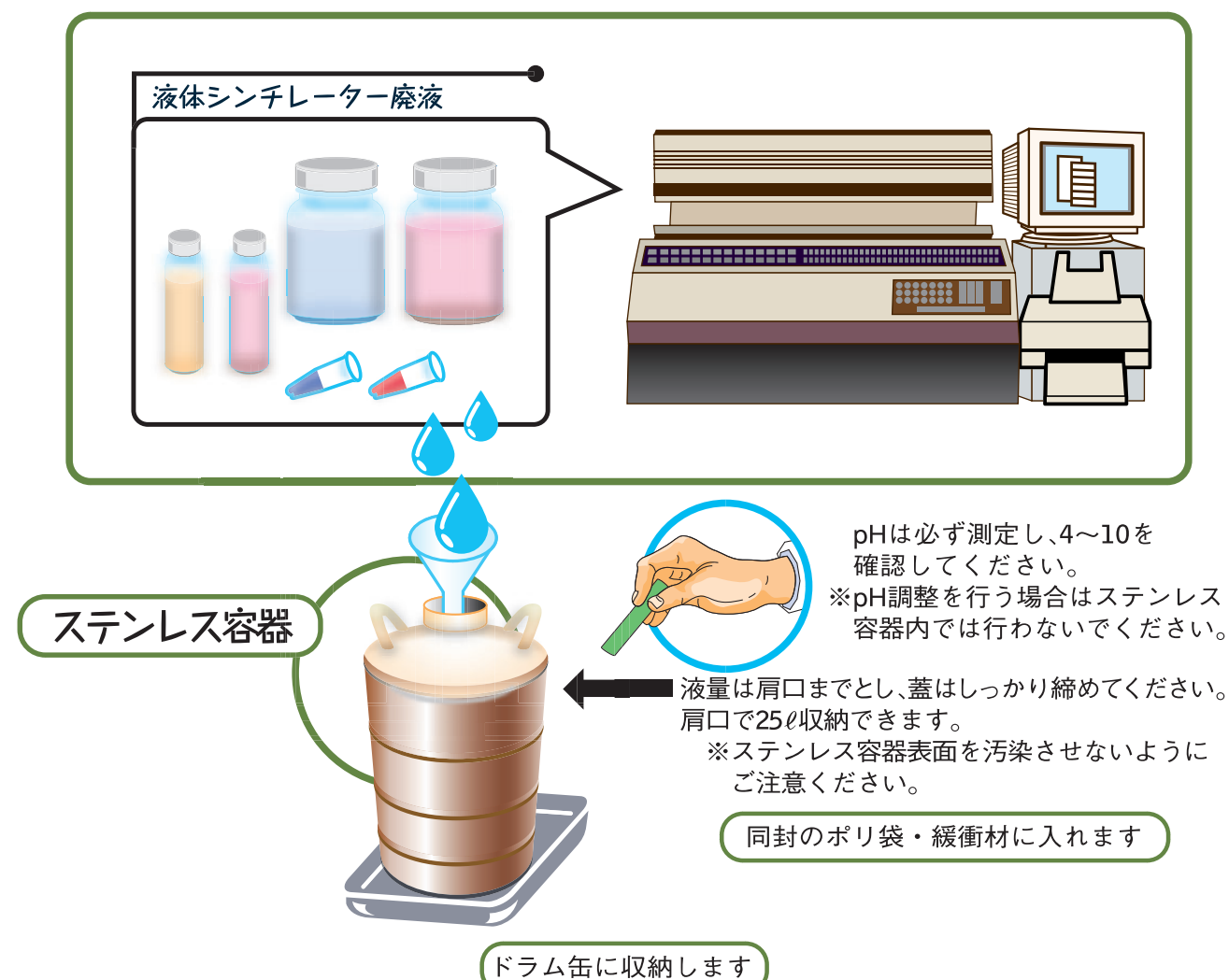


無機液体



有機液体

焼却型フィルタ



•RI廃棄物を収納したドラム缶の表面に汚染が無いことを確認してください。

•RI廃棄物の廃棄委託規約(有機液体廃棄物廃棄依頼書(控)の裏面に記載)を遵守してください。

•指定のステンレス容器を使用してください。

•集荷対象は液体シンチレーター廃液に限定します。液体シンチレーター廃液以外のものは収納しないでください。

•pHは4～10にしてください。
pH調整を行う場合はステンレス容器内では行わないでください。
pH調整には塩素を含む試薬を使用しないでください。
pH調整を行う場合は化学反応等にご注意ください。
pH調整によって液体の塩濃度が高くなりすぎないようにご注意ください。

•粘度はエンジンオイル程度を上限とし、高粘度のものは収納しないでください。

•梱包したフィルタの表面に汚染が無いことを確認してください。

梱包表面の2面にバーコードラベルを1枚ずつ貼付してください。

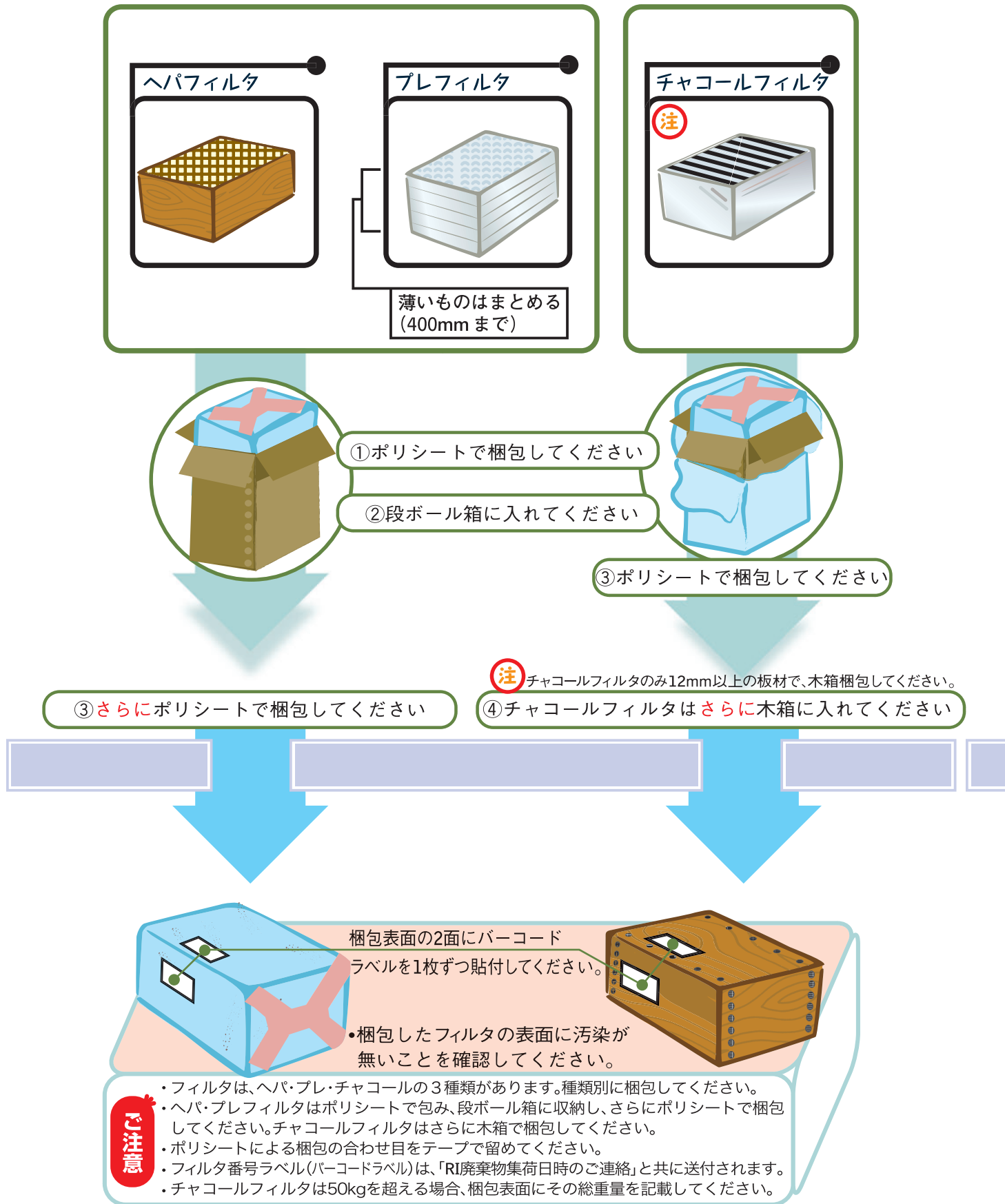
•フィルタは、ヘパ・プレ・チャコールの3種類があります。種類別に梱包してください。

•フィルタはポリシートで包み、段ボール箱に収納し、さらにポリシートで梱包してください。

•ポリシートによる梱包の合わせ目をテープで留めてください。

•フィルタ番号ラベル(バーコードラベル)は、「RI廃棄物集荷日時のご連絡」と共に送付されます。

通常型フィルタ



RI 廃棄物の廃棄委託規約について

以下の規約は「RI 廃棄物廃棄依頼書」（控）裏面に記載しております。「RI 廃棄物廃棄依頼書」にて廃棄のお申込をいただくことで、本規約についてのご承諾を得たものとさせていただきます。

平成 19 年 3 月 1 日

RI 廃棄物の廃棄委託規約

社団法人日本アイソトープ協会(以下「協会」という。)に RI 廃棄物の廃棄を委託する者(以下「委託者」という。)は RI 廃棄物の廃棄委託に関し本規約を遵守するものとします。

(RI 廃棄物の定義)

第 1 条 本規約において「RI 廃棄物」とは以下の物をいいます。

1. 「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(以下「放射線障害防止法」という。)に基づく使用等により発生する放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物
2. 「医療法」に基づく使用等により発生する診療用放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物
3. 「臨床検査技師等に関する法律」(以下「臨検法」という。)に基づく使用等により発生する検体検査用放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物
4. 「薬事法」に基づく作業等により発生する放射性物質及び放射性物質によって汚染された物

(委託者の条件)

第 2 条 委託者は以下のいずれかの許可を取得している者又は届出をしている者としてします。

1. 「放射線障害防止法」に基づく放射性同位元素の使用の許可、販売の業の届出
2. 「医療法」に基づく診療用放射性同位元素を備える場合の届出
3. 「臨検法」に基づく検体検査用放射性同位元素を備える場合の届出
4. 「薬事法」に基づく医薬品(放射性医薬品)の製造業(輸入販売業)の許可、一般販売業の許可

(法令の遵守)

第 3 条 委託者は RI 廃棄物の廃棄委託に関し、前条該当法令及びその他関係法令を遵守するものとします。

(RI 廃棄物収納容器の取扱い)

第 4 条 委託者は協会から借用した RI 廃棄物収納容器(以下「容器」という。)の取扱いに関し、以下の事項を遵守するものとします。

1. 容器に腐食、損傷及び表面汚染を生じさせないこと
2. 容器は協会に引渡す RI 廃棄物の保管のために使用し、他の目的に使用しないこと
3. 委託者間での容器の貸し借りをしないこと

(RI 廃棄物の収納基準)

第 5 条 委託者は以下の RI 廃棄物の収納基準を遵守するものとします。

1. 容器には以下に該当する物を収納しないこと
 - 1) 「核原料物質、核燃料物質及び原子核の規制に関する法律」に基づく使用、事業等によって発生した物
 - 2) 揮発油、アルコール、二硫化炭素等の可燃性液体
 - 3) 爆発物及び自然発火するおそれのある物
 - 4) 腐敗した物及び腐敗のおそれのある物
 - 5) 多量の気体を発生するおそれのある物
 - 6) ^3H ガス、 ^{85}Kr ガス等の気体状の放射性同位元素
 - 7) 人体からの排泄物、臓器、組織等、血液、血清及び病原体の付着した物
 - 8) アルファ線を放出する放射性同位元素を含む物
 - 9) 液体シンチレータ廃液以外の有機液体、機械オイル等
 - 10) 劇毒物、ダイオキシン類、有害物質等
 - 11) 破碎、圧縮、焼却、乾溜、溶融等の減容処理等を行った物
 - 12) 十分に乾燥されていない物及び液体の残ったバイアル等
 - 13) 核種、放射能が不明の物
 - 14) その他、法令により禁止されている物
2. RI 廃棄物の容器への収納又はフィルタの梱包については、以下の制限値を超えないこと
 - 1) 容器又はフィルタの梱包当たりの核種と集荷時における放射能及び放射能濃度は以下のとおりとする
 - a) 固体廃棄物について、 ^3H 、 ^{14}C 、 ^{125}I 、 ^{131}I の総放射能は 400MBq 以下とすること。また、それ以外の核種の総放射能は 4GBq 以下とすること
 - b) 液体廃棄物(無機液体)について、 ^3H 、 ^{14}C 、 ^{125}I 、 ^{131}I の総放射能濃度は 20kBq / ml 以下とすること。また、それ以外の核種の総放射能濃度は 200kBq / ml 以下とすること
 - c) 液体廃棄物(有機液体)について、全核種の総放射能濃度は 2kBq / ml 以下とすること
 - 2) 集荷時における容器又はフィルタ梱包表面の 1 センチメートル線量当量率は以下のとおりとする
 - a) 固体廃棄物及び液体廃棄物(無機液体)の容器又はフィルタ梱包表面の 1 センチメートル線量当量率は 500 $\mu\text{Sv/h}$ 以下とすること
 - b) 液体廃棄物(有機液体)の容器表面の 1 センチメートル線量当量率は 5 $\mu\text{Sv/h}$ 以下とすること
3. RI 廃棄物の容器への収納又はフィルタの梱包については、以下の方法に従うこと
 - 1) 容器は協会が定める RI 廃棄物の分類(可燃物、難燃物、不燃物、非圧縮性不燃物、動物、無機液体、有機液体)に応じた容器を使用すること
 - 2) 「医療法」、「臨検法」及び「薬事法」に基づく使用等により発生する RI 廃棄物の容器への収納については以下のとおりとする
 - a) 以下の 19 核種のみを含む RI 廃棄物は緑色の容器に収納すること ^{32}P 、 ^{51}Cr 、 ^{57}Co 、 ^{58}Co 、 ^{59}Co 、 ^{60}Fe 、 ^{67}Ga 、 ^{75}Se 、 ^{81}Rb 、 $^{81\text{m}}\text{Kr}$ 、 ^{85}Sr 、 ^{90}Mo 、 $^{90\text{m}}\text{Tc}$ 、 ^{111}In 、 ^{125}I 、 ^{126}I 、 ^{131}I 、 ^{133}Xe 、 ^{197}Hg 、 ^{198}Au 、 ^{201}Tl 、 ^{203}Hg
 - b) i) 以外の RI 廃棄物は黄色の容器に収納すること
 - 3) 容器に収納する RI 廃棄物には遮へいをしないこと
 - 4) 液体廃棄物(無機液体)の水素イオン濃度(pH)は 2~12 とすること。また、液体廃棄物(有機液体)の水素イオン濃度(pH)は 4~10 とすること
 - 5) その他、協会が定める収納要領及び収納方法に従うこと

(RI 廃棄物の引渡し)

第 6 条 委託者は容器又は梱包ごとに「アイソトープ廃棄物記録票」に必要事項をあらかじめ記入し、集荷時に、RI 廃棄物及び「RI 廃棄物引渡書」と一緒に協会に引渡すものとします。

2. RI 廃棄物の引渡しは、協会が委託者に「RI 廃棄物受取書」を引渡すことにより完了します。

(損害賠償)

第 7 条 RI 廃棄物の引渡し作業中に委託者の責に帰すべき事由により事故が発生した場合、委託者は協会が被った損害を賠償するものとします。

2. 本規約に定める事項違反、若しくはその他委託者の責に帰すべき事由により RI 廃棄物の取扱いにおいて不具合、事故が発生した場合、委託者は協会又は第三者が被った損害を賠償するものとします。

(代金の支払い)

第 8 条 代金は第 6 条第 1 項記載の「RI 廃棄物引渡書」に基づき、協会の定める「RI 廃棄物料金表」により算出します。委託者は代金を請求書受理後 30 日以内に現金で支払うものとします。ただし協会は、場合により代金の前払い若しくは即金払いを委託者に求めることができるものとします。